

古代学協会に物品(科研費購入分)をご納入頂いているお取引業者様へのお願い

(公財)古代学協会 大坪 孝雄

平素より種々のご協力を賜り誠に有難うございます。

この度一部の大学における研究費の不正使用を発端に、公的研究費(科学研究費補助金等)が配分されている機関の管理ルールの見直しを実施するように関係当局から指示がございました。

お取引業者様は、事務局での一時納品検収後に、研究者へ納品していただくようお願いいたします。また、1つもしくは1組の支払金額が3万円を超える業者様、また月間の取引が5回を超えるもしくは年間の取引が20回を超える業者様には、別紙誓約書の提出をお願いしております。お取引業者の皆様には、従来とは異なる手続きをお願いする点が多々あると存じますが、引き続きご協力下さいますようお願い申し上げます。

なお、万が一本協会関係者から「預け金」「架空請求」等の不正な要求があった場合は、毅然としてお断りしていただき、本協会の通報窓口(※)へご連絡下さいますようお願い申し上げます。

また、**提出いただく誓約書通り**、万が一本協会関係者が行った不正行為に加担した場合、或いは加担したと看做された場合には、以降はお取引停止とさせていただきますのでお含み置き下さい。

以上失礼なことも縷々申し上げましたが、諸般の事情をご賢察頂き、今後とも宜しくご協力下さいますようお願い申し上げます。

以上

※【相談受付・通報窓口】

TEL 075-252-3000 FAX 075-252-3001

E-メール 相談窓口 asamori@kodaigaku.org

通報窓口 paieo-j@kdoigaku.org

(公財) 古代学協会

理事長 大坪 孝雄 殿

誓 約 書

弊社（又は私）は、貴財団からのご依頼の趣旨を十分に理解し、貴学所属の研究者が獲得された公的研究費(科学研究費補助金等)による物品等の購入依頼に際しては、会計上、公正且つ適切な処理を行い、又、発注依頼書等に基づく納品・検収業務についてもご協力することを約束いたします。

又、貴財団が研究費に関して実施する監査等に際して、取引帳簿の閲覧・提出等の要請があった場合は、可能な限りこれに協力いたします。

万一、弊社（又は私）に不正が認められた際は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。

平成 年 月 日

住所 _____

TEL _____

会社名 _____

代表者又は
事業主名 _____ 印